

〔論説〕

詐害行為取消確定判決の効力についての覚え書

間 渕 清 史

- 一 はじめに
- 二 旧規定下における規律
- 三 現行規定による規律と問題の所在
- 四 詐害行為取消請求認容確定判決の債務者及びその全ての債権者に対する効力
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)(令和 2 年 4 月 1 日施行)により、詐害行為取消権に関する規律にも少なからぬ変更が加えられた^{*1}。そして、詐害行為取消権の行使は、必ず訴訟による請求の形をとることとされているため(民法 424 条 1 項。大判明治 30 年 10 月 15 日民録 3 輯 9 卷 58 頁、最判昭和 39 年 6 月 12 日民集 18 卷 5 号 764 頁)、今次の改正は詐害行為取消請求訴訟のあり方についても、それ相応の影響を及ぼすこととなった。例えば、詐害行為取消請求訴訟の判決の効力如何、詐害行為取消請求訴訟への参加形態および取消債権者から債務者に対してなされる訴訟告知の意味等をめぐっては、旧規定から現行規定へと変化が生じたと思われる。もとより、これらの諸点については、すでにいくつもの秀逸な先行業績が公表さ

^{*1} 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答民法(債権関係)改正』(2018 年、商事法務) 98 頁以下参照。

れている*2。とはいえ、現在のところ、なお、統一的な見解が形成されるに至っていないというのも事実である。この小稿では、これらの点のうち、さしあたり判決効について、自分なりの理解を形成するための準備作業として、現時点における管見をまとめることを試みてみたい。なお、主として筆者の能力の限界から、参照ないし引用できた判例・文献等は網羅的というにはほど遠く、検討もおよそ十分とはいえないが、大方のご海容を請う次第である。

二 旧規定下における規律

詐害行為取消権については、今般の民法改正前においては、条文数はわずかに3カ条にすぎなかったのであるが、その取り扱い、概ね、指導的判例である大判明治44年3月24日民録17輯117頁(以下では、「連合部判決」という)をはじめとした諸判例により確立されていた。それによると、詐害行為取消権は、債権者を害する債務者の行為を取消し、債務者の財産状態をその行為以前の原状に回復することを請求しうる権利であるとされていた(折衷説)。詐害行為の取消しの効果は、訴訟の当事者(原告)となった債権者とその相手方(被告=受益者または転得者)との間でのみ生じ、それらの者の

*2 関連する文献として、畑穂徳「転得者に対する否認権・詐害行為取消権行使の効果に関する覚書」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念『現代民事法の実務と理論(上巻)』(きんざい・2013年)158頁、同「詐害行為取消訴訟の構造に関する覚書」石川 正先生古稀記念『経済社会と法の役割』(商事法務、2013年)1163頁、同「詐害行為取消訴訟の構造と転得者に対する取消しの効果」民訴60号101頁以下、同「債権法改正と民事手続法 ― 債権者代位権と詐害行為取消権」司研125号128頁、同「債権法改正案における詐害行為取消請求訴訟に係る確定判決の効力」上野泰男先生古稀祝賀『現代民事手続の法理』(弘文堂、2017年)133頁、中井康之「詐害行為取消権」金法2041号20頁、山本和彦「民事手続法からみた民法(債権関係)改正」法の支配190号85頁、勅使川原和彦「詐害行為取消請求訴訟の判決効に関する若干の検討」徳田和幸先生古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂、2017年)409頁、伊藤真「改正民法下における債権者代位訴訟と詐害行為取消訴訟の手続的考察」金法2088号36頁、高須順一『詐害行為取消権の行使方法とその効果』(法事法務、2020年)等。本稿もこれら先行業績に多くを負っている。

間では債務者の行為は無効となるが、訴訟に関与しない者（債務者、受益者または転得者）に対しては依然として有効であるとされていた（取消しの効力の相対性）。詐害行為の取消しは、債権の共同担保を保全するのに必要な限度で認められれば足り、債務者を被告とする必要はないし、そもそも債務者は被告適格を有しない。債務者の財産が転得者の手中に帰したとき、債権者は、転得者に対して直接、取消しと逸失財産の返還を求めることもできるし、受益者に対して取消しと逸失財産に代わる賠償を求めることもできる。いずれの場合も、たんに取消しのみを求めることもできるとされていた。

以上の判例理論は、判例の集積により極めて強固なものとして確立された一方で、学説も、これに対し、いくつかの疑問を留保しつつも、基本的にはこれを支持するのが大勢であった^{*3}。

三 現行規定による規律と問題の所在

現行規定は、一方で、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転（転得者が転得）した財産の返還を請求することができる、との規定（民法424条の6）を置き、連合部判決以来の折衷説を維持しつつ、詐害行為取消請求訴訟の被告適格者についても、これを受益者または転得者に限定して（民法424条の7第1項）、従来の判例理論の取り扱いを明確化したのであるが、他方で、詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有するとして、取消判決の効力の相対性を見直す規定（民法425条）を置いたほか、債権者による債務者に対する遅滞なき訴訟告知義務を新設した（424の7第2項）。これにより、債務者は、詐害行為取消訴訟の当事者とはなりえないにもかかわらず、一片の

^{*3} 我妻栄『新訂 債権総論』（岩波書店、1964年）172頁、於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、1972年）180頁等。旧規定下の学説については、奥田昌道編『新版 注釈民法（10）Ⅱ 債権（1）債権の目的・効力（2）』（有斐閣、2011年）761頁以下（下森定）が詳しい。

訴訟告知書の送達により、詐害行為取消請求認容判決の効力を及ぼされることとなる。また、債務者に対する全ての債権者は、詐害行為取消請求訴訟に関する何らの情報も与えられないにもかかわらず、請求認容判決の効力を及ぼされるということも十分にありうることとなる。ここにおいて、債務者及びその全ての債権者に及ぶとされる判決の効力とは、いかなる効力であるのか、また、それはどのような根拠に基づくものであるのかが、問われることとなるのであるが、その点については、条文を見ただけでは必ずしも判然とせず、解釈に委ねられているものと思われる。そこで、本稿では、これらの点について考えてみたい。

四 詐害行為取消請求認容確定判決の債務者及びその全ての債権者に対する効力

1 判例・通説の採用する折衷説によれば、詐害行為取消請求訴訟の訴訟物は、詐害行為取消権それ自体であり^{*4}、その内容は、詐害行為の取消し（形成訴訟）と逸失財産の返還または価額償還の請求権（給付訴訟）とされる^{*5}。したがって、詐害行為取消請求訴訟の請求認容判決、すなわち詐害行為取消確定判決においては、詐害行為を取消す部分につき、形成力が生ずることとなる。ここに形成力とは、判決が、その宣言した法律関係の変更、新たな法律状態の形成を引き起こす効力をいう、とされる^{*6}。そして、この形成力により法律関係が変動したこと自体は、一般に、法に服する者はすべてこれを承認しなければならないため（一般的承認義務）^{*7}、確定形成判決による形成結果は対

*4 最判平成22年10月19日金商1355号16頁。

*5 倉田卓次監修『要件事実の証明責任 債権総論』（西神田編集室、1986年）183頁、伊藤滋夫総括編集『民事要件事実講座 第3巻』（青林書院、2005年）119頁、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017年）742頁、奥田昌道＝佐々木茂美『新版債権総論 中巻』（判例タイムズ社、2021年）430頁。ただし、伊藤眞・前掲金法2088号40頁は、形成請求と給付請求の単純併合とする。

*6 兼子一『新修民事訴訟法体系（増訂版）』（酒井書店、1965年）351頁。

*7 鈴木正裕「形成判決の効力」論叢67巻6号30頁。反対、兼子一「行政処分への

世的通用力（実体法上の基準性）をもつこととなる^{*8}。立法関係資料等を見る限り、民法 425 条にいう「詐害行為取消請求を認容する確定判決」「の効力」とは、少なくともこの確定判決のもつ実体法上の基準性を意味するものであるとする点については、立法過程において特に異論はなかったようである^{*9}。この理解を前提とした場合、民法 425 条は、形成判決の効果のうちその実体的側面をうけるのは、本来的には万人であるところ、詐害行為取消請求訴訟の当事者となった者のほか、債務者及びその全ての債権者に限定したことになる。例えば、次のような事例が参考となる。

事例 1^{*10}

A は B に対し 5000 万円の金銭債権を有している。B は、市場価格 4500 万円の甲土地以外にみるべき資産がない。B は、C に対し、甲土地を贈与し、登記名義も C に移転した。その後、C は、甲土地を 2500 万円で D に売却し、代金の支払いと引き換えに甲土地を D に引渡し、登記名義も D に移転した。A は、D に対し、詐害行為取消請求訴訟を提起し、B による贈与の取消しな

取消判決の効力『民事法研究Ⅱ』（酒井書店、1977 年）101 頁は、形成の効果は既判力の及ぶ者だけに対して生じるとする。

*8 鈴木正裕・前掲論叢 67 卷 6 号 32 頁、兼子一原著『条解民事訴訟法（第 2 版）』（弘文堂、2011 年）598 頁〔竹下守夫〕。高田裕成「身分訴訟における対世効論のゆくえ」『特別講義民事訴訟法』（有斐閣、1988 年）365 頁のいう「判決効の実体的側面（当事者および第三者に紛争解決のための実体的地位を与える効果）」であり、実体法上の基準性ともいわれている。伊藤眞『民事訴訟法（第 7 版）』（有斐閣、2020 年）600 頁。行政訴訟との関係ではあるが、巽智彦『第三者効の研究』（有斐閣、2017 年）181 頁は、たんに「基準性」としている。

*9 『民法（債権関係）部会資料集 第 2 集（第 9 卷）—第 60 回～第 63 回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2014 年）40 頁（畑瑞穂幹事発言）・177 頁（金洪周関係官発言）、『民法（債権関係）部会資料集 第 3 集（第 5 卷）—第 86 回～第 92 回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2017 年）326 頁（金洪周関係官発言）、畑瑞穂・前掲司研 125 号 140 頁、同・前掲『現代民事手続の法理』136 頁、小峯庸平・民商 155 卷 3 号 159 頁、同・民商 155 卷 4 号 876 頁。

*10 事例 1 は、磯村保『事例でおさえる民法 改正債権法』（有斐閣、2021 年）190 頁に挙げられている事例を参考として、筆者が随意に省略と変更を加えたものである。

らびに B への甲土地の返還および登記の移転を求め、これが認容され、確定した。D は、甲土地を B に返還し、登記も B 名義とした。D は、土地代金として支払った 2500 万円を回復することができるか。

民法 425 条の 4 第 1 号によれば、かりに C に対して詐害行為取消請求訴訟が提起され、B の C に対する財産処分行為が取り消されたとすれば、C が B に対して有する反対給付返還請求権を D が行使することができることとなる。しかしながら、事例 1 では、B の財産処分行為は贈与であり、C は無償で甲土地を取得しているため、かりに C に対して詐害行為取消請求訴訟が提起され、B の C に対する贈与が取り消されたとしても、C は B に対する反対給付返還請求権を有するというにはならず、したがって、D も B に対して上記の権利を行使することができることとはならない。

民法 425 条の 4 第 1 号がこのような取り扱いを明文をもって規定していることから、法はこの場合の D には財産の回復を認めない趣旨であると解すべきであろうか。それとも、民法 425 条の 4 第 1 号は、あくまでも D の B に対する権利行使を認めることを定めたに過ぎず、D が、C に対し、所有権移転の履行不能を理由として、売買契約を解除し、代金の返還を求めることを否定する含意まではないと解すべきであろうか^{*11}。

この点、民法上は D による代金の返還請求を否定するのが支配的な考え方のようである^{*12}。この帰結は、詐害行為取消確定判決の実体的側面につ

*11 『民法(債権関係)部会資料集 第3集(第4巻)一第81回～第85回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2017年)464頁には、「転得者の前者に対する請求の可否については、引き続き解釈に委ねることとしている」との記載がある。なお、否認権の場合、転得者は受益者に対して担保責任を追及することができるというのが通説である(兼子一監修『条解会社更生法(中)』(弘文堂、1973年)164頁、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007年)702頁[加藤哲夫]、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』(日本評論社、2014年)395頁[菱田雄郷]、田原睦夫ほか監修『注釈破産法(下)』(金融財政研究会、2015年)188頁、伊藤眞ほか『条解破産法(第3版)』(弘文堂、2020年)1200頁、伊藤眞『破産法・民事再生法(第5版)』(有斐閣、2022年)632頁。

*12 潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(きんざい、2017年)102頁、沖野

いて、民法 425 条を文字どおり適用することによって得られるものである。しかしながら、A が C に対し詐害行為取消請求訴訟を提起したとすれば、C は甲土地の価額償還義務を負う一方（民法 424 条の 6 第 I 項）、A が D に対し詐害行為取消請求訴訟を提起すると、D から受領した 2500 万円を保持することができるという不均衡が生じることとなるとの指摘がある^{*13}。そして、この指摘はなるほどもっともであると思われる。

さて、どう考えるかであるが、民法 425 条は、詐害行為取消確定判決の実体的側面について規定したのではなく、実体的側面については一般原則によると解したらどうであろうか^{*14}。一般原則によれば、BC 間の贈与の取消しを認めた判決の実体法上の基準性は、C にも及ぶこととなる^{*15}。そうであれば、D が C との売買契約を解除して、支払った代金 2500 万円について原状回復請求することも可能となる^{*16}。支配説によれば、詐害行為取消確定判決の実体的側面は C には及ばないこととなるわけであるから、上述した不均衡が生じることになってしまう。支配説としては、何故民法 425 条は、あえて事例 1 の C のような者をその適用対象から除外したのかを説明する

眞美『講義債権法改正』（商事法務、2017 年）153 頁、中田裕康『債権総論（第 4 版）』（岩波書店、2020 年）329 頁。

*13 磯村保・前掲書 194 頁は、本文に挙げたような不均衡が生じることから、D による契約解除と C に払った代金についての原状回復請求を認めるべきであるとす。

*14 もっとも、高須順一・前掲書 111 頁は、民法 425 条の適用を肯定し、その点について特に異論は見られないという。

*15 このような解決策を示唆するものとして、畑瑞穂・前掲『現代民事法の実務と理論（上巻）』177 頁。

*16 もっとも、C は、AD 間の取消判決に拘束されるわけではないため、C は D との関係で、BC 間の贈与の取消→無効を争うことができる。D が C に対する代金の原状回復請求をより確実なものとするためには、C に対して訴訟告知しておく必要がある。D が A に敗訴した場合、訴訟告知の訴訟上の効力（参加的効力）により、C は取消判決の不当を主張することができなくなる（民訴法 53 条 4 項、46 条）。訴訟告知の訴訟上の効力については、かつて論じたことがある。拙著「訴訟告知の訴訟上の効力」関東学園 9 巻 2 号 65 頁、同「訴訟告知の訴訟上の効力」民訴 47 号 214 頁。

必要が生じる。おそらく、支配説からは、詐害行為の取消しは、債権者詐害以外の点では瑕疵のない行為の効力に、債権者という第三者が介入していくものである以上、その効果は必要最小限たるべきであり、相対的取消しの見直しは、債務者に取消判決の効力が及ぶという範囲でなされたものであるにすぎないと説明することになるのではないかと憶測する^{*17}。が、受益者を含め、転得者（転々得者）の前者がすべて悪意であることに照らして考えると（民法424条の5）、Dによる代金の原状回復を認めても受益者等、前者にとって別段酷な結果をもたらすとも思われない。支配説は、相対的無効構成をできる限り貫徹しようとするものであるが、上述した不均衡を放置してまでそれをしなければならぬのであろうか、疑問を差し挟む余地があるといわなければならない。

2 もっとも、管見によった場合、そもそも425条の規定する請求認容確定判決の効力とは、いかなる効力のことを意味するものであるのかが問われることとなる。この点、まず、考えられるのは、既判力である^{*18}。立案担当者も、民法425条が既判力を定めた規定であることを明言している^{*19}。それによれば、請求認容判決の既判力が債務者および他の全ての債権者に及ぶ

*17 沖野眞美・前掲書142頁参照。

*18 Aの詐害行為取消請求が認容された場合、Dとの関係で、Aに取消権ないし取消原因が存在することならびに甲土地のBへの引渡請求権及び移転登記手続請求権が存在することにつき既判力が生じる。現在では、形成判決の既判力を肯定するのが圧倒的通説であることにつき、森勇「形成判決の既判力」『実務民事訴訟講座（第3期）第3巻—民事訴訟の審理・裁判』（日本評論社、2013年）343頁。反対、小山昇『民事訴訟法（新版）』（青林書院、2001年）206頁。勅使川原和彦・前掲論文419頁は、参加的効力との近接さから、民法425条は形成力と判決の法律要件の効果を規定したものであるという。が、そのいうところの法律要件の効力は、告知者勝訴の場合に被告者に裁判の不当を主張できないとする効力であるところ、訴訟告知による参加的効力は告知者敗訴の場合に被告者に裁判の不当を主張することを許さないとして、敗訴責任を被告者に分担させる効力であるのであり、近接性の所在は必ずしも明らかではない（中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021年）290頁参照）。

*19 前掲『民法（債権関係）部会資料集 第3集（第5巻）—第86回～第92回会議 議事録と部会資料』327頁（金洪周関係官発言）

というのは、「詐害行為取消訴訟の原告である取消債権者が詐害行為取消訴訟の認容判決によって詐害行為を取消し得る地位にあったこと、このことが債務者及び他の債権者との関係でも確定する、既判力によって確定し、もはや蒸し返すことができなくなるという意味で」あり、「例えば、他の債権者が詐害行為が取り消されたことを前提に、債務者の下に回復された不動産についての強制執行手続に参加して配当を受けたような場面で、詐害行為を取り消されたはずの受益者がその配当を受けた他の債権者に対して、あの詐害行為取消訴訟の認容判決は実は誤りであって、形成要件が本当は存在しないのに誤って存在すると判断されたものであるなどと主張して、配当金を不当利得であるとして返還請求をするということが起きるかもしれない、そのようなことを既判力によって阻止する」という「機能を果たすことを想定して」と説明されている^{*20}。学説上も民法 425 条の確定判決の効力を既判力であるとするのが支配的傾向であるように見受けられる^{*21}。この立場からは、次のような事例も挙げられている。

*20 事例 1 であれば、A に B の贈与を詐害行為として取り消す要件が存在していることおよび A の D に対する B への甲土地の返還請求権・移転登記手続請求権の存在について、訴訟当事者である AD のみならず、債務者 B およびその全ての債権者に既判力が及ぶこととなる。

*21 新堂幸司『新民事訴訟法（第 6 版）』（弘文堂、2019 年）296 頁、山本和彦「債権法改正と民事訴訟法」判時 2327 号 119 頁・122 頁、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義（第 3 版）』（有斐閣、2018 年）542 頁 [伊藤眞]、山本和彦・前掲法の支配 190 号 89 頁、伊藤眞・前掲金法 2088 号 42 頁、佐々木良行「詐害行為取消権の相対的取消しに関する一考察」日本ロー 16 号 33 頁、道垣内弘人他編『債権法改正と実務上の課題』（有斐閣、2019 年）144 頁 [山本和彦発言]、佐藤岩昭「改正・詐害行為取消権の規定に関する逐条的考察 — 判例理論及び比較法を基礎として —（3・完）」上法 64 巻 1・2 号 2 頁、伊藤眞・前掲『民事訴訟法（第 7 版）』601 頁、菊井維大＝村松俊夫原著 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 II（第 3 版）』（日本評論社、2022 年）519 頁、山本浩美「詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力について」小林秀之先生古稀祝賀『民事法の現在地と未来』（弘文堂、2022 年）269 頁。中井康之・前掲金法 2041 号 22 頁も既判力肯定説であると思われる。

事例 2^{*22}

AはBに対し500万円の貸金債権を有している。BはCに対する600万円の売掛代金債権を有しているが、それ以外にめぼしい資産はなく、しかもDから600万円を借り受けており、Eに対しては1000万円の立替金債務を負担している。このような状況のもと、BはCから600万円の弁済を受け、この600万円をDへの弁済に充てた。そこで、Aは、Dに対し、詐害行為取消請求訴訟を提起して、自己に500万円支払うことを求めたところ、Aの請求が認容され確定したため、DはAに対し500万円を支払った。その後、Dは、自己のBに対する債権が500万円分復活したとして、Bに対しその支払請求訴訟を提起した。これに対し、Bは、そもそもADに対しなされた詐害行為取消判決は取消要件が備わっていないにもかかわらずなされた不当判決であるため、DのBに対する債権の復活もありえない、と主張している。このBの主張は認められるか。

ADに対する詐害行為取消判決の既判力がBに及んでいないとすると、DのBに対する復活債権の支払請求訴訟において、Bは弁済の抗弁を提出し、かつ弁済が詐害行為として取り消されたことを争うことが可能となる。Dとしては、Bの弁済が詐害行為として取り消されたがために、Aに500万円支払ったのであるが、取消判決が不当であったというBの主張が認められることとなると、民法425条の3は画餅に帰することとなる。それでは、同条を新設した意味が大幅に減殺されてしまう。民法425条が債務者にも取消確定判決の既判力を及ぼすこととしたとすれば、BはDに対する弁済の取消しを争うことができなくなる^{*23}。同条が債務者に対しても請求認容確定判

^{*22} 事例2は、道垣内弘人他編・前掲『債権法改正と実務上の課題』126頁〔山本和彦＝高須順一〕に挙げられている設例を参考として、筆者が随意に変更と省略を加えたものである。

^{*23} 道垣内弘人他編・前掲『債権法改正と実務上の課題』143頁〔山本和彦発言〕参照。なお、仮に民法425条が債務者に対する既判力を規定したものではないとした場合、DがBに対し訴訟告知をしておけば、訴訟告知の訴訟上の効力（参加的効力）

決の効力を及ぼすこととしたのは、このようなケースをも念頭に置いてのことであると考えることができる。問題は、詐害行為取消請求訴訟の当事者となっておらず、たんなる訴訟告知の被告知者にすぎないBに既判力を及ぼすことが正当化されるかである。訴訟の当事者と被告知者とは、土地管轄の発生基準となるかどうか（民訴4条・5条4号）、送達されるのが訴状であるか（138条）、それとも訴訟告知書であるか（53条3項）、訴訟上の救助を付与されるかどうか（83条）、期日の呼び出しを受けるかどうか（139条）、訴訟追行権（当事者適格）の具備を要するかどうか、訴訟手続の中断・中止の基準となるか（124条、131条）、重複訴訟禁止の基準となるかどうか（142条）、証人や鑑定人となりうるかどうか等、訴訟手続上重要な事項について差異がある^{*24}。判決の名宛人となる当事者とせいぜいのところ一定の場合に参加的効力を及ぼされる被告知者とは、訴訟の結果である判決から受ける影響に大きな違いがある。上述の訴訟手続上の取り扱いの相違もこの点に由来する面がある。民法425条は債務者に詐害行為取消判決の既判力を及ぼす旨を定めたと解するのであれば、その実質的根拠が問われざるをえない。また、他の債権者には、訴訟告知さえなされない。他の債権者に既判力が及ぼされることについても、その根拠を明らかにしておく必要がある。

ところで、当事者間の判決の効力が第三者に拡張されることを認める一般的な規定としては、115条1項2号ないし4号がある。そのうち詐害行為取消判決との関係で適用可能性を示唆されているのは2号の法定訴訟担当である^{*25}。それによれば、原告債権者が債務者ないし他の債権者のために当事

により、DB間の訴訟において、BはDに対し取消判決の不当を主張することができなくなる（畑瑞穂・前掲司研125号155頁同旨）。しかし、この訴訟告知は任意的なものであるため、必ずそのような帰趨となとはかぎらない。同条は、Dによる訴訟告知を俟たずに、取消要件の存在についてBD間で確定することをも含意して規定されたものと考えべきである。

*24 訴訟法上、当事者を基準としてその取扱いが決定される事項につき、福永有利『民事訴訟当事者論』（有斐閣、2004年）143頁参照。

*25 佐藤鉄男「訴訟当事者論で考える詐害行為取消権」市民と法83号2頁以下は、原告債権者による法定訴訟担当を示唆しているとみるのが可能である。また、

者として訴訟を担当（追行）し、かつ判決を受けるということのようである。破産管財人が否認権を行使することのアナロジーとみることもできなくはない。論者は、債務者が無資力（債務超過）になれば債務者から債権者への責任財産の信託的譲渡が擬制されるという。しかし、後に論者自身も認めているように^{*26}、実質的に利害の対立する、取消債権者と債務者との間に、信託的譲渡を擬制するのは無理があるのではないだろうか。また、詐害行為取消権は、個々の債権者が別々に有し、各々が個別に行使できる権利である。他の債権者が固有に有する権利を原告債権者が当然に行使しうる根拠を見いだすことは困難であるといわなければならない^{*27}。

以上に対し、詐害行為取消請求訴訟においては、被告となる受益者または転得者（以下では、たんに受益者という）が訴訟担当者、債務者が被担当者となるとの構成も提案されている^{*28}。なるほど、形式的には、債務者は、詐害行為取消しにより、自己の財産が原状に復するのであるから、取消債権者と利害が一致するようにもみえる。しかし、債務者は、自己の行為を取り

同「詐害行為取消訴訟の手續構造 — 原告・被告・債務者・すべての債権者の立ち位置 — 」金法 2151 号 29 頁では、他の債権者は、取消債権者と同等の立場で行為の詐害性を主張しうる立場にあり、訴訟に参加することもできるのであり、そのための障害が特にないのに黙っているのは、言わば取消債権者に取消訴訟の遂行について黙示の授權をしたことに近い、その限りで、原告がすべての債権者の代表になったといえるとして、取消債権者を他のすべての債権者の訴訟担当者とする。しかし、他の債権者が詐害行為取消訴訟の係属について認識しているとは限らないから、つねに黙示の授權を認めることはできないといわなければならない。ただし、同・金法 2151 号 30 頁は、「詐害行為取消権は債権者各自の固有の権利であり、実質的にも債務者と取消債権者とは利害が相反しており、訴訟を授權する要素はないと言わざるをえない。したがって、取消債権者と債務者とは訴訟担当構成は認め難い。」として、債務者との関係では取消債権者による訴訟担当構成を否定している。

*26 佐藤鉄男・前注金法 2151 号 30 頁。

*27 高須順一「訴訟告知の効力（下）～債権法改正の文脈において～」NBL1064 号は、このような理由から民事訴訟法 115 条 1 項 2 号に基づいて債務者への判決効の拡張を根拠付けることは不可能であるとする。また、旧規定下における議論であるが、小林秀之・判評 410 号 180 頁、185 頁。

*28 佐藤鉄男・前注金法 2151 号 30 頁。

消されたときは、受益者に対する反対給付の返還義務、価額償還義務ないし反対債権の復活により、それらの履行義務を負うこととなるのである。実質的には、債務者は、自らの行為が取り消されないことにつき、受益者と利害を共通にするとみるのが素直であろう。そのため、本来は、受益者ととも債務者も被告適格者とされるべきであるのであるが、それでは詐害行為取消請求訴訟の機動力が殺がれることとなるため^{*29}、被告知者にとどめ、そのかわり受益者を訴訟担当者として法定したのが民法 424 条の 7 第 1 項 1 号であると解することも可能なのではないだろうか^{*30}。債務者の利益は、一応は受益者によって代弁されることになるが、必要的訴訟告知により債務者は、詐害行為取消請求訴訟に参加して、自己の利益を護るために直接訴訟活動をすることができる。この参加は、共同訴訟的補助参加であるから、債務者は必要的共同訴訟人に準じた訴訟進行権能を与えられる^{*31}。したがって、債務者が参加した場合に債務者に既判力を及ぼすことは、それほど問題視する必要はないと思われる。

では、債務者が参加しなかった場合はどうであろうか。

そもそも、債務者のなした行為が取り消され、逸失財産の回復がなされようとしているのが詐害行為取消請求訴訟である。ここにおいて、受益者は被告とされ、債務者がなした行為が取り消されないよう防御活動をすべき立場に立たされるのであるが、これは本来的には被告とされるべき債務者の分まで訴えられているとみる事が可能である。詐害行為取消訴訟は、受益者側というよりは、債務者側にその主たる原因があつて提起されるのが通常である

*29 千葉恵美子「債務者の責任財産保全制度について学ぶ（基礎・発展編） — 債権者代位権・詐害行為取消権の骨格」法セ 809 号 85 頁、90 頁。

*30 佐藤鉄男・前注金法 2151 号 30 頁は、訴訟告知にもかかわらず訴訟に参加しない債務者の態度から、債務者から受益者に対し詐害行為取消請求訴訟につき黙示の授權があつたものとみて、受益者による訴訟担当を認めている。授權に基づく訴訟担当であるから、任意的訴訟担当ということなのであろう。しかしながら、民法は、債務者の意向にかかわらず、受益者を被告としているのであるから、法定訴訟担当とみるべきでないだろうか。

*31 兼子一・前掲書 407 頁。

から、訴訟告知により訴訟参加が可能となった債務者としては、自分の分まで訴えられている受益者の訴訟追行に付け加えるところがあるのであれば、訴訟参加して、受益者を勝訴させることによって自己の利益を護るべき立場にあるといわなければならない。そのような立場にあり、しかも自分のなした行為が取り消され、そのことにより自分自身も不利益を受けようとしているときに、債務者が訴訟参加しないとしたり、自分は受益者による訴訟追行に付け加えるところは何もないとの態度を示しているときとみなされてもしかたがないであろう。にもかかわらず、受益者敗訴判決が確定してから債務者がその不当を主張するとしたら、それは自分としては付け加えるところは何もないという以前に示していた態度とは矛盾する挙動であるといわざるをえない。しかし、このような矛盾挙動は許されないとわなければならない。このような理由から、債務者は詐害行為取消確定判決に服さなければならないというべきである。民法 425 条が詐害行為取消請求認容確定判決の既判力を債務者に及ぼしているのは、このような意味であると理解することが可能なのではないだろうか。また、他の債権者との関係では、詐害行為取消判決の既判力を及ぼされることは、それらの者にとって、利益にこそなれ、不利益になることはないため、それらの者に対する手続保障を考慮することなく、既判力の拡張を認めたと考えることができよう^{*32}。

もっとも、詐害行為取消請求訴訟が法定訴訟担当による訴訟であるとすれば、受益者敗訴判決のみならず、受益者勝訴判決（つまり、取消債権者敗訴判決）についても、既判力が拡張されるはずである（115 条 1 項 2 号）。ところが、民法 425 条は、請求認容判決＝取消債権者勝訴判決にだけ既判力の拡張を認めている^{*33}。詐害行為取消請求訴訟を受益者による法定訴訟担当が

*32 佐藤鉄男・前注金法 2151 号 28 頁。法律構成としては、当事者間の判決の既判力が債務者に及び、その反射的効果として他の債権者にも既判力が及ぶと理解することとなろう（長谷部由起子ほか「シンポジウム 第三者に対する判決効の拡張」民訴 66 号 144～145 [名津井吉裕発言、菱田雄郷発言]）。

*33 ただし、新堂幸司・前掲書 296 頁は、取消債権者敗訴判決についても既判力の拡張を認める。

行われる訴訟であると解するのであれば、この点についての説明が必要となろう。この点、詐害行為取消請求訴訟の請求棄却判決は、原告債権者の詐害行為取消請求権（取消原因）と給付請求権の不存在を確定するにすぎず、仮に債務者や他の債権者にその既判力を拡張したとしても有意的に作用するわけではない。そのため、同条は、その場合を除外したのであると解することが可能であろう^{*34}。

なお、詐害行為取消請求訴訟を受益者による法定訴訟担当であると理解した場合、請求についても考えておく必要があるが、取消債権者の形成請求が受益者に対する請求のみならず、債務者に対する請求をも含むものと解すれば足りよう（受益者に対する請求と債務者に対する請求が二重写しになっているということ）。給付請求の部分は、債務者に対して定立するのは無意味であるので、もっぱら受益者に対して定立されていると解することとなる。

五 むすびにかえて

以上、詐害行為取消確定判決の効力について、現時点での自分なりの考えをまとめてみた。冒頭に記したように、詐害行為取消請求訴訟については、参加形態や必要的訴訟告知の意味等、論ずべき点はなお残されているが、それらについては別の機会に譲ることとしたい。

^{*34} 結論同旨、伊藤眞・前掲金法2088号41頁、佐藤鉄男・前注金法2151号29頁。訴え却下判決についても同様のことがいえる。